

令和 8年 6月 5日

小川町議会議長 高 瀬 勉 様

小川町議会運営委員会

委員長 高 橋 さ ゆ り



議員定数【14】に向けた移行期間の在り方について（部分答申）

令和7年12月15日付けで諮問のあった「常任委員会の構成及び所管事務の最適化」については、当委員会において優先的に協議検討を図り、結論を得たので下記のとおり答申いたします。

記

1 答申にあたっての基本的な事項

- (1) 常任委員会が議会全体に及ぼす影響は大きく、その機能を低下させないこと。
- (2) より効率的かつ活発な常任委員会へと転換する契機となること。

2 答申

- (1) 議員定数14人による3常任委員会の運営は、多様な意見に基づく討議の必要性の観点等から困難なことが想定され、2常任委員会が妥当と判断する。
- (2) 常任委員会の構成及び定数は、現行の厚生文教常任委員会を継続し、現行の総務常任委員会、経済建設常任委員会を総務経済建設常任委員会に改め、定数はいずれの常任委員会も7人とする。
- (3) 2常任委員会の所管事務は、いずれの常任委員会も現行の所管事務を引き継ぐこととする。
- (4) 移行期間中は、諮問の趣旨及び答申にあたっての基本的な事項を顧慮し、2常任委員会への円滑な移行、運営に資すよう対応を図ることとする。